

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)	
地域名 (地域内農業集落名)	下堅田1地区 (府坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

府坂地区は佐伯市の西部、堅田川流域に位置する地域である。
農地に関しては基盤整備を行っており、農道や水路共に耕作しやすい地形となっている。
地域内外からの多様な担い手により支えられている。
担い手は個人ごとに機械を所有しており、農業者それぞれによる耕作が行われている。

<課題>

後継者の育成・不足による営農継続が困難な状況。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の担い手で数年後も継続することを目標とし、耕作が難しくなった場合には地域内外の担い手へ集積していく。
企業参入による園芸団地としての利用も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者や地域内に参入している外部からの担い手へ農地の集積・集約化を推進する。 後継者を見つけることが困難な場合は、園芸団地候補地としての利用も検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現段階では事業の活用を考えていないが、園芸団地としての利用など方針によっては事業を活用し、生産効率の向上を図っていくことも検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。また、外部からの企業参入等にも相談に応じていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

⑦・⑧について

担い手と協力し、農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。